

# Can Do

## “可能性への挑戦”

第9号  
第9号



金田会計事務所通信

### 無敵の経営者

この10月で当事務所も開業してから丸3年となりました。あっという間だったというのが正確な感想です。これも皆様方のおかげで、益々精進する事をお誓いします。

数字を扱う仕事に従事しているからだけではありませんが、特別、数理には不思議な思いがあります。私の体験からしても、万事、3日、3ヶ月、3年は大きな区切りとなっています。仕事に限っても、3日でおおよその内容を理解し、3ヶ月で仕事の流れを把握し、3年でマスターするようになっています。そうでなければ、何かを変えなければならないと判断します。

世の中が不安定になっていることを最近つくづく感じます。ついこの前までの流行が今では信じられないほど見向きもされなくなっていることはよくありますが、そのスピードが予測不能ぐらい速まっている気がします。今何が起きているのかが気になり、不安にもなり、あせりを感じるかもしれません。変化に対する対応力が重要になってきます。そのためにはすばやく判断をしなければなりません。あるトップを走り続ける企業では会社のあちらこちらに過去に絶滅した動植物の「化石」の標本を置き、戒めとしているなど「変化」に敏感です。しかし、何か新しいことばかりに気を囚われ過ぎてはいないでしょうか？

商売には必ず基本があります。それをおろそかにすると早晩行き詰ります。はたしてやるべきことをしっかりとやっているのでしょうか？ほとんどの人は頭ではわかっていますが、それをすばやく行動に移せる経営者はごくわずかです。まるで目の前に霧がかかっている様にかすんでしまい、後回しにしがちです。松下幸之助は「指導者の要諦は『なすべきことをなす』ということ」と語っています。

もう一度見渡してみましよう。何か抜け落ちていないかを。会うべき人と会い、大事にすべきだったものを見直し、必要なものを求めることを肯定的に進めましよう。その機会を与え、気付かせてくれるのが「時」であり、「区切り」だと考えています。

時代の早い流れに忙しく対応している皆様だと思いますが、日の終わり、月初め、季節の変わり目、仕事仕事の区切りを利用して見つめ直すチャンスを天が与えてくれていることを感謝した上でのすばやい行動ができてこそ、どんな環境の変化さえも打ち勝てる、無敵の経営者への一歩だと考えています。



税理士 金田 康良

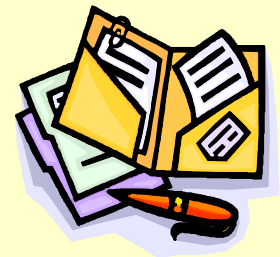
2007年 10月

# 外注費か？交際費又は給与か？の問題点

仕事の紹介料等の謝礼の支払いの中で、外注費(又は支払手数料)になる場合と交際費又は給与となる場合との判断が難しいケースがよくありますので、その内容を検討していきます。

## 【税務処理上の違い】

外注費に該当すると、その支出は全額損金として経費にすることができます。交際費とみなされると、法人では一部は損金に算入できなくなり、個人事業主でも事業に関係しない支出(家事費)と認定されることもあります。さらに給与とされると(社長個人への給与とされる場合、全額損金不算入になります。)、源泉所得税の対象となるとともに、交際費・給与とも消費税の課税仕入にならないため、消費税の納税が増えることとなります。



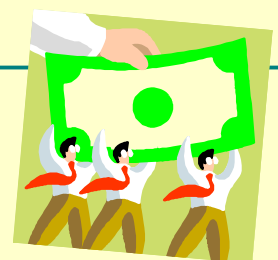
## 【外注費の条件】

外注費は仕事に対する対価として支払うものであり、その業務を行った相手先が法人であればその手数料等は費用になることには間違いありません。

しかし、それ以外の者に支払うものであれば、一定の条件を満たさない限り、原則として交際費又は給与とされます。その条件とは以下の通りです。



- ① その金品の交付があらかじめ締結された契約に基づくものであること。
  - ② 提供を受ける役務の内容がその契約において具体的に明らかにされており、かつ、これに基づいて実際に役務の提供を受けていること。
  - ③ その交付した金品の価値がその提供を受けた役務の内容に照らして相当と認められること。
- 以上の全てが最低、満たされていないと外注費とみなされません。



## 【Q&A】



### ① 要件さえ満たせば税務調査でも問題はない？

もし、税務調査があれば、まず事実確認がされるでしょう。会社側に報酬規定があるか、一般的に外部に広く公表された証拠(広告、チラシ等)があれば分かりやすいでしょうし、契約書の保存は必須です。外注を頼む事前に用意しておくといいでしょう。



### ② 他に注意することは？

あくまでも、処理する会社側でのことをお話してきましたが、税務調査では、相手先の氏名、住所、電話番号を聞かれ、直接、確認されることになります。支払った相手方にとっては当然、所得となるため、確定申告をしているかどうかポイントとなります。個人に対しての支払いであれば、相手方の税務にも気をつければなお良いでしょう。



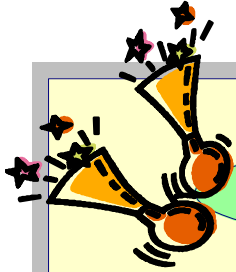
### ③ 給与とされるケースとは？

2つのケースが考えられます。

1つは、支払う相手が個人で、会社の指揮命令のもと、会社の責任において業務を行えば、従業員として扱われ給与として所得税を源泉徴収しなければなりません。

もう1つは、会社の業務に関係ない支出であると認定されれば、その会社の社長の給与とされます。そうなれば役員賞与となり所得税の源泉徴収がされ、会社側でも全額損金になりません。いずれにしても、事前準備が大事です。





## トピックス:平成20年税制改正



参議院選挙が野党の大勝利に終わった影響は、平成20年税制改正に大きな影響がでてきそうです。消費税の税率アップについては、野党民主党のマニフェストで据え置きとなっているため、今回は見送られる公算が大きいようです。

しかし、民主党自身が税制大綱をまとめるようですので、毎年、年末に発表される与党税制大綱が今までどおり、翌年3月の国会で承認されるかどうか不確実になりそうなのです。これにより、予測が難しくなりそうです。中小企業向けの租税特別措置法の期限切れなどの懸案をぜひとも、与野党が協調してまとめて欲しいものです。

年末は今まで以上に注目していかなければなりません。この内容については、次回号で詳しく掲載する予定です。



金田会計事務所のスタッフ一同です！



### 金田会計事務所

〒541-0052

大阪府中央区安土町3丁目4番5号  
本丸田ビル3階（1階阪急そば）

TEL(06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : kanedakaikei@peace.ocn.ne.jp

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として  
税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動  
へのサポートを行っています。お気軽にご相談下  
さい。

